

終活事典123

④

Q 飼っていた犬が死んで、寂しい思いをしています。もう一度、犬を飼いたいのですが、自分が先に死んだ時を考えると、犬の行く末が心配で

ペットの行く末

信託も選択肢の一つに

飼えません。終活においてペットはどのように考えたらよいのでしょうか？

A 私も犬を飼っているのですが、お気持ちは大変よく分かります。自分らしく生きるために、ペットが必要不可欠という方も多いと思います。

ペットに対しての責任は重く、ある程度の年齢になったら飼わないという選択肢もありだとは思いますが、それでも、やはり飼いたいのであれば、飼う前に家族に同意を得ることが大切。自分の死後だけでなく、病气や介護が必要になった時に代わりに面倒を見てもらえるかを確認しましょう。

また、飼育には費用がかかります。家族や友人などの協力者がいたとしても、ペットにかかる費用を確実に託すのは難しいもの。適正に飼われるかも心配です。そこで、「ペット信託」という方法

があります。飼い主を「委託者」、飼育のための財産を預かる人を「受託者」とした信託契約書を結びます。

死亡や病气などで飼育が困難になるなどし、契約の規定を満たした場合



に、新しい飼い主に飼育を依頼することになります。新しい飼い主については、自分で探しておく以外にも、里親探しのサービスを活用したり、専門の施設を利用したりすることもできます。

受託者は契約に基づいて新しい飼い主に飼育費用を支払います。なお、契約通りペットが適切に飼われているか、「信託監督人(司法書士など)」により、監督されるので安心です。

ただし、あらかじめ飼育費用の計算をしたり、ペットが死んだ場合に残された財産を誰に渡すかなどの段取りも必要になったりしてきます。選択肢の一つに入れてみてはいかがでしょうか？

(終活アドバイザー・廣木智代)